

■平泉の文化遺産巡回展

「奥州藤原氏の時代—十二世紀の岩手—」

会期 平成16年10月23日(土)～12月12日(日) 会場 岩手県立博物館分類展示室

岩手県立博物館では、岩手県教育委員会が主催する平泉の文化遺産巡回展「奥州藤原氏の時代～十二世紀の岩手～」を実施します。

この展覧会は、世界遺産登録をめざす平泉の文化遺産のなかから、代表的な出土品等を広く県民に公開しようとするもので、県内4か所で開催されます。

世界遺産登録への動き

2001年4月にユネスコの世界遺産暫定リストに登録された「平泉の文化遺産」は、2008年(平成20)の本登録に向けて、現在行政や民間などさまざまな方面で動きが活発化しています。当館で今回実施する巡回展「平泉の文化遺産」もその一環です。

発掘された平泉文化

20年ほど前までは、平泉文化といえば中尊寺金色堂や毛越寺庭園などに象徴される古代仏教文化という性格で知られていたと思います。

しかし、平泉周辺での発掘調査が進んだ現在では、それまでの知見に加えて、古代から中世への過渡期の地方権力が支えた政治経済社会の内容が少しずつわかるようになりました。

今回の展示では、まず平泉の手工業に焦点をあてます。ノミや金槌などの木工加工具、漆塗りに関する漉し布や刷毛などの資料、鍛冶関係の拵や梵鐘鑄型などの金属加工関係資料などが展示の中心となっています。また、比較資料として京都八条院町から出土した和鏡鑄型なども展示されます。

次に、12世紀前後の岩手県内から出土している平泉文化関連資料が展示されます。平泉前史としての衣川村長者原廃寺遺跡は、当館でも調査を進めてきました。また、この時期の経塚は北上川流域に集中的に分布することが知られ、奥州藤原氏との



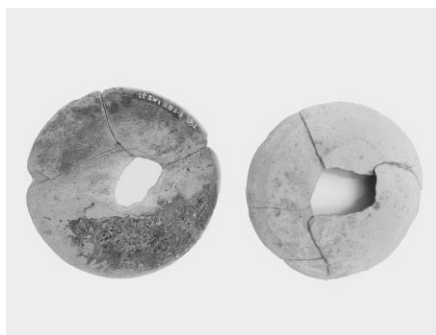
衣川村長者原廃寺発掘状況

強い関係が考えられています。各地から出土した、経筒容器として用いられた常滑三筋壺や白磁四耳壺、渥美袈裟 襷文壺などが展示の中心です。

さらに、この機会に館蔵の小田島録郎コレクションのなかから、12世紀平泉文化に関する資料も紹介します。ご期待ください。



平泉町円隆寺跡発掘状況(昭和5年)



穿孔されたかわらけ(平泉町柳之御所遺跡出土)

(主任専門学芸員 佐藤嘉広)

展示解説会(考古学セミナー第3回)

11月7日(日)14:00～15:00

担当は当館学芸員

■テーマ展

新指定文化財展

会期 平成17年1月15日(土)～2月20日(日)

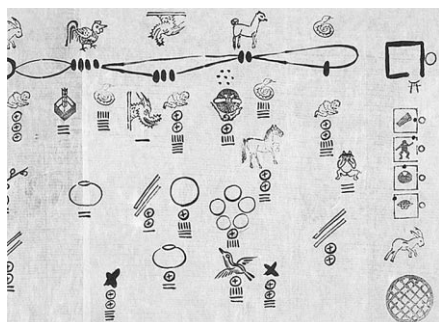
岩手県立博物館では、平成10年秋以降国又は県によって指定された文化財の展示を行います。

岩手県内には、平成16年7月現在、国指定文化財が145件、県指定文化財が335件所在しています。このうち、平成10年以降に指定されたものは、両者あわせて27件です。史跡のような不動産及び無形民俗文化財等は、写真資料や関連資料の展示を予定しています。

文化財の保護

多くの方がたは、「国宝」や「人間国宝」あるいは「文化財」ということばを耳にしたことがあると思います。

それぞれを正確に説明できる方は少ないと思いますが、なんとなくの意味は広く知られているのではないかと思います。それらは重要なものなので、だいに後世に伝えていかなければならないものと考えられていると思います。



南部絵暦(部分) 天明三年田山暦(岩手県指定有形民俗文化財)

しかし、文化財を十分に保護していくことは容易ではありません。まず、優先的に保護されなければならない重要な文化財にはどんなものがあるのかをはっきりさせなければなりません。

指定文化財

文化財保護法(以下「法」)では、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国に

会場 岩手県立博物館特別展示室

とって歴史上又は芸術上価値の高いもの（中略）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」を「有形文化財」とし、「有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる」と定めています。

有形文化財以外の文化財である、無形文化財、民俗文化財、記念物に対しても、それぞれ同様の観点から「指定」について定められています。

さらに、「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの」が国宝に指定されています。

岩手県文化財保護条例でも同じく4種の文化財について、「指定」を定めているほか、市町村においても同様に文化財の保護保存に努めています。

このように、法や条例で指定された文化財は、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」が制限されることとなります。この理由から、文化財を保護していくことの第一歩は、「指定」であるといえます。

テーマ展「指定文化財文化財展」

当館では、開館以来、必要に応じて新しく指定された文化財の展示会を実施してきました。今回もまた、平成10年秋以降に国又は県によって指定された文化財のなかから、博物館の活動により関係の深いものを中心に、一部資料を展示する予定です。

指定された文化財には、史跡や伝統的建造物群のように土地に縛りつけられたものや、無形民俗文化財のように形として展示できないものもあります。

これらは、写真資料や関連資料の展示となります。

このほか、法では、法や条例で指定されていない有形文化財のうちの建造物について、「保存及び活用のための措置が特に必

岩手県内所在国指定文化財等数一覧
平成16年7月30日現在

種別		H10以降	H10以前	合計	備考	
有形文化財 (国宝又は重要文化財)	建造物	2	20	22	国宝1	
	美術工芸品	絵画		1	1	国宝1
		彫刻		21	21	国宝1
		工芸品		17(4)	17	国宝4
		書跡		2(1)	2	国宝1
		典籍		0	0	
		古文書		2	2	
		考古資料		3	3	
		歴史資料		1	1	2
	無形文化財	工芸技術		0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	1	7	8		
	無形民俗文化財	1	6	7	保持団体11	
記念物	史跡(特別史跡を含む)		3	20	23	特別史跡3
		名勝(特別名勝を含む)		4	4	特別名勝1
	天然記念物	植物		13	13	特別天然記念物1
		地質鉱物		13	13	特別天然記念物3
		動物		5	5	
名勝及び天然記念物		2	2			
合計		8	137	145		

選定保存技術		1	1	特別史跡1
重要伝統的建造物群保存地区	1	0	1	特別史跡

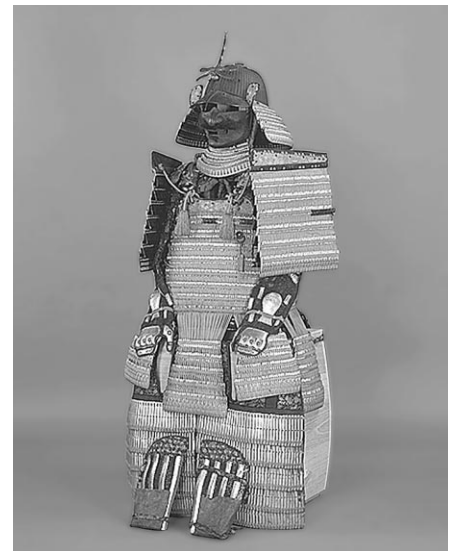
登録文化財	建造物	46	10	56	4は答申のみ
-------	-----	----	----	----	--------

岩手県内所在国指定文化財等数一覧
平成16年7月30日現在

種別		H10以降	H10以前	合計	
有形文化財	建造物		32	32	
	美術工芸品	絵画		7	7
		彫刻	1	70	71
		工芸品	7	68	75
		書跡		6	6
		典籍		2	2
		古文書		3	3
		考古資料	1	11	12
		歴史資料		6	6
	無形文化財	工芸技術		1	1
民俗文化財	有形民俗文化財	3	20	23	
	無形民俗文化財	5	19	24	
記念物	史跡	名勝	2	37	39
		名勝		2	2
	天然記念物	植物		23	23
		地質鉱物		5	5
		動物		2	2
地質鉱物		1	1		
名勝及び天然記念物		1	1		
合計		19	316	335	



クマ形土製品 [上杉沢遺跡25~28号竪穴住居跡出土品及び南遺物包含層出土品] (岩手県指定有形文化財(考古資料))



金小札茶系緋二枚道具足 (岩手県指定有形文化財(工芸品))

要とされるもの」で「文化財登録原簿」に登録されたものを「登録有形文化財」としています。また、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群が、「伝統的建造物群保存地区」として保存が図られています。

いずれも、この展示会において、指定文化財と同様に紹介していきたいと思っています。

展示解説会 特別展示室
① 1月16日(日) 15:15~
② 1月30日(日) 13:00~

(佐藤嘉広)